

グループホームいろり 料金表

令和8年8月1日付

保険給付 (所定単位数) (1割負担分)	要介護区分	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	介護サービス費	761円／日	765円／日	801円／日	824円／日	841円／日	859円／日
		22, 830／月	22, 950／月	24, 030／月	24, 720／月	25, 230／月	25, 770／月
		＋					
各種加算		(a)					
		＋					
保険外給付	宿泊費(1日) (水道光熱費含む)	1,200円／日					
	食 費(1日)	〔朝食〕300円／食 〔昼食〕500円／食 〔夕食〕500円／食 〔おやつ〕100円／日					
	宿泊費+食費 (30日)	78,000／月					
合計(月額)		100,830 ＋ (a)	100,950 ＋ (a)	102,030 ＋ (a)	102,720 ＋ (a)	103,230 ＋ (a)	103,770 ＋ (a)

※各種加算(a)

名称		かかる費用	要件
身体拘束廃止未実施減算		所定単位数の10%	①身体拘束防止のための指針の整備 ②定期的な研修の実施 ③1回/3カ月の委員会の開催が取り組まれていない場合減産となります。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22円／日	①介護福祉士70%以上 ②介護職員のうち勤続10年以上の介護福祉士25%以上 ③サービスの質の向上に資する取り組みを実施している場合に算定されます。
初期加算		30円／日	①利用登録日から30日間加算されます。 ②利用中入院期間が1か月以上経過し再利用となった場合に30日間加算されます。
入院時費用		246円／日	病院又は診療所への入院を要した場合、6日間を限度として所定単位数に加えて算定されます。
看取り連携体制加算	死亡日以前31日以上45日以下	72円／日	①医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した利用者 ②多職種協働で作成した介護計画について説明を受け、同意をした上で介護を受けている利用者に対し算定されます。
	死亡日以前4日以上30日以下	144円／日	
	死亡日以前2日又は3日	680円／日	
	死亡日	1280円／日	
医療連携体制加算Ⅰハ		37円／日	看護師1名配置又は医療機関等との連携により看護師1名確保・24時間連絡体制の確保がある場合算定されます。
退居時相談援助加算		400円／日	退居時に利用者及び家族等に対して退居後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ退居日から2週間以内に、退居後の居住地を管轄する市町村等に対して必要な情報提供をした場合に算定されます。
認知症加算専門ケアⅠ		3円／日	①認知症日常生活自立度Ⅲ以上が入居者の1/2以上 ②認知症介護実践リーダー研修修了者をⅢ以上の利用者20人未満に1名配置している場合算定されます。
認知症加算専門ケアⅡ		4円／日	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし指導者研修修了者1名を配置している場合に算定されます。
若年性認知症利用者受入加算		120円／日	受け入れた若年性認知症の方に個別に担当者を定めている場合に算定されます。
栄養管理体制加算		30円／月	管理栄養士が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行う場合に算定されます。
口腔衛生管理体制加算		30円／月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定されます。
口腔・栄養スクリーニング加算		20円／月 (6月に1回)	職員が利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態を確認し、当該情報を介護支援専門員に提供する場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算		40円／月	①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本情報を厚生労働省に提出 ②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たり①の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合に算定されます。
介護職員処遇等改善加算(Ⅰ) イ		介護保険給付の合計額に21.0%を加算	この加算は、介護職員の給与の改善にあてられます。